

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 2020年10月1日

【会社名】 ジェイリース株式会社

【英訳名】 J-LEASE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 中島 拓

【本店の所在の場所】 大分県大分市都町一丁目3番19号 大分中央ビル7階

【電話番号】 097-534-2277(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務 専務執行役員経営企画本部長 中島 重治

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階

【電話番号】 03-5909-1241(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務 専務執行役員経営企画本部長 中島 重治

【縦覧に供する場所】
ジェイリース株式会社 埼玉支店
(埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目2番地 JA共済埼玉ビル2階)

ジェイリース株式会社 千葉支店
(千葉県船橋市湊町一丁目3番1号 MY船橋ビル8階)

ジェイリース株式会社 東京本社
(東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー8階)

ジェイリース株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区南幸二丁目18番1号 TSUTSUI横浜ビル6階)

ジェイリース株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目14番21号 円山ニッセイビル9階)

ジェイリース株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区土佐堀一丁目4番11号 金鳥土佐堀ビル3階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月29日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしましたが、一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役8名選任の件					
中島 拓	52,515	4,217	0		可決 92.6
中島 土	53,812	2,920	0		可決 94.9
衛藤 秀樹	55,070	1,662	0		可決 97.1
田淵 悦郎	55,103	1,629	0	(注) 1	可決 97.1
中島 重治	53,813	2,919	0		可決 94.9
吉田 安弘	55,104	1,628	0		可決 97.1
堂下 浩	53,833	2,899	0		可決 94.9
清水 宏美	53,382	3,350	0		可決 94.1
第2号議案 会計監査人選任の件	56,236	724	0	(注) 2	可決 98.7

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役8名選任の件					
中島 拓	52,547	4,226	0	(注) 1	可決 92.6
中島 土	53,844	2,929	0		可決 94.8
衛藤 秀樹	55,102	1,671	0		可決 97.1
田淵 悦郎	55,135	1,638	0		可決 97.1
中島 重治	53,845	2,928	0		可決 94.8
吉田 安弘	55,136	1,637	0		可決 97.1
堂下 浩	53,865	2,908	0		可決 94.9
清水 宏美	53,414	3,359	0		可決 94.1
第2号議案 会計監査人選任の件	56,277	724	0	(注) 2	可決 98.7

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。